

新見市教育委員会 6月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和4年6月17日(金) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1C

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	小 林 保
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	木 下 正 雄
教育総務課庶務係長	真 壁 恒 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和4年6月17日(金) 午後3時30分から午後4時55分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会 5 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 1 件、協議・報告 3 件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。

「議第 19 号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第 19 号 新見市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

黒川課長 議第 19 号 新見市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について説明させていただきます。国が平成 25 年に制定した、いじめ防止対策推進法を受け、本市では、令和 2 年 6 月 26 日に、新見市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例を制定しました。資料 5 ページをご覧ください。本来ですと、この図にありますように、新見市いじめ問題対策連絡協議会を中心に、市内関係機関等と連携しながら、いじめ防止対策を進めるべきでございますが、諸事情により、設置がなされていませんでした。つきましては、資料 2～4 ページにあります市の条例に基づき、資料 1 ページ、新見市いじめ問題対策連絡協議会委員としまして、15 名の方を委嘱し、実務にあたりたいと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長 関係組織図の連絡協議会の委員をこういう方々に委嘱していきたいということです。少し時間を置きますので、ご覧ください。

小林部長 これは、いじめの防止の分野を所掌する協議会ですので、具体的ないじめ事案についての協議という内容ではなく、防止の観点から協議

をしていくものです。具体的な事案が発生した場合は、次々と委員会を設置して対応していくことが、このフロー図の流れです。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第19号は承認とします。

黒川課長

承認いただき、ありがとうございます。なお、現在、新見市教育委員会が対応しております案件の中で、市内中学校において発生した生徒間のトラブルについて、今後、条例に基づきまして、新見市いじめ問題対策専門委員会を開く必要性が出てきましたので報告させていただきます。概要をお伝えしますと、昨年6月、当時1年生(現在2年生)の女子生徒Aさんに対し、男子生徒Bくんが「ブス」「自意識過剰」「黙れ」「馬鹿」「うざい」「きもい」「むかつく」というような言葉を発し、Aさんが悲しい思いをしました。また、その出来事について、担任がホームルームで、日頃の両名の言動から、「男子生徒Bも悪いが、女子生徒Aにも非がある」といった旨の指導をおこなったことから、女子生徒Aの母親が学校に対して強い不信感を持ってしまったことが発端であります。その後、女子生徒Aの母親から、学校と新見市教育委員会へたびたび連絡、そして、様々な要求等がなされてきています。女子生徒Aの欠席は、3月途中で30日を超えています。これは、長期欠席の対象となりますが、これを6月のいじめ案件によるものとするかしないかは、母親と学校及び市教委の間で意見の相違がありました。4月に入り担任も変わり、女子生徒Aにとって登校復帰の機会になるのではないかと期待をしておりましたが、女子生徒Aのこれまでの出席日数は3日程度にとどまっております。5月になりまして母親が、生徒Aを依頼人として、今後の対応を法律事務所を通しておこなうということを申し出てこられました。5月30日には、昨年6月の出来事を本件事件①②として、調査報告を求める旨の文書が、法律事務所から学校へ送られてきました。新見市教育委員会としましては、市の顧問弁護士に相談したところ、今後この案件については、新見市いじめ問題対策専門委員会を設置し、専門家による調査報告をおこない、相手方が報告内容に異議を唱えた場合は市を相手とした裁判になることも想定しながら対応にあたるべきということになりました。近日中に新見市いじめ問題対策専門委員会、メンバーにつきましては、学識経験者1人、弁護士2人の計3人で組織するように準備を進めているところです。以上、お知りおきください。

正村教育長

概要を説明させていただきました。1番良いのは、女子生徒が学校

に通えることですがけれども、そこに向かうには保護者の納得等が必要ですので、ここからは、大人同士の話し合いになってくるのではないかと思います。学校側も引き続き、かかわりを持ちながら、登校できるように努力はしていきます。同時進行をしていかなければいけないと考えているところです。そういうことで、新見市いじめ問題対策専門委員会を立ち上げて、これがどのぐらいまで続くかということとはわからないんですが、早い時期にきちんとした結果を出していかなければいけないと考えております。

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

教育委員会事務局が、この件について把握されたのは、いつ頃だったんですか。昨年度発生した直後には、学校からすぐに連絡等があったんでしょうか。

黒川課長

詳細になってきますが、昨年の6月にこういう案件が起きて、生徒そして保護者を集めた和解の会を開いたというところまで確認をしておりました。そのため、6月の時点では、言ったことに対して男子生徒も謝って、和解したと捉えていたんですが、その後10月になって、女子生徒の母親が、やっぱりあのときの対応では納得がいかない、もう1回男子生徒に謝罪をさせろということが要求されてきて、そこから学校としては、もう和解しているので、それは必要ないのではないかとということがずっと続いておりました。教育委員会としましても、その情報については早めにキャッチをしておりましたし、県の教育委員会や法務局とも連携して、常に情報を共有しながら、どのように進めていけばいいのかという助言も聞いて、対応にあたってきており、生徒の登校復帰や学校生活がより穏やかになることを第一義に考えて参りましたが、今年1月から女子生徒は学校へ来る日がめっきり少なくなりました。それまでは、普通に学校へ来ていました。

松井職務代理者

6月時点から10月、母親が異議を申し立ててきたまでの間に、Bくんからの言動が特に継続するとか、そういうことは無かったわけですか。

黒川課長

継続ということは無く、先生方も、その2人の交わりについては、注視しながら進めておりましたが、例えば運動会のチームが一緒になったとか、たまたま学習班が一緒になったということも、母親からしてみると、どうして離してくれないんだというようなことは、2回ほどあったと聞いています。それ以外は、意図的に席を変えたりしていたと聞いています。

正村教育長

事務局も学校も裁判まで起こされてもいいように時系列で資料を

とっております。ただ、言いましたように、4か月の間に何が起きたのか、学校も教育委員会も、それが不明です。

小林部長

30日の欠席累計も、4か月間は普通に來ていたもので、6月の時点に戻ったことが原因なのか、それ以外の原因なのかが判断できません。ですので、いじめ案件として取り上げるのに少し躊躇しています。すぐ発生してれば、当然いじめが原因という考えになりますが、いったん登校が続いてきたので、そういったあたりが難しいです。

黒川課長

市の顧問弁護士に相談したところ、これは、一般的に言うと、いじめの重大事案ではないですかと言われました。県の教育委員会や法務局からは、これは6月の件が起因しているものかどうか不明瞭だと、我々の取り組みを理解してくださって判断をされたんですが、弁護士の的には、重大事案として、専門委員会を立ち上げて、プロに任せた方が良いのではないかという判断です。

松井職務代理者

今、Aさんへのフォローというか日常的な体制というのは、例えば、臨床心理士の方を含めてカウンセラー体制などがどうなっているかということをお教えください。

黒川課長

1月までは、スクールカウンセラーやその生徒にとって話しやすい先生が対応しておりましたけれども、相手方の法律事務所から今後の対応については、弁護士を通す、もしくは、唯一、養護教諭とのやりとりは認めるということで、現在はその養護教諭が、家庭訪問をして、生徒との話し相手になっている状況です。

正村教育長

これからいろんなことで、法律家のご意見を聞いたり、我々も母親の言い分も聞かないといけないということもありますので、とにかく解決に向けて、専門的なところで話をしていくということになりましたのでご承知おきください。

よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

次に、「議第20号」の説明をお願いします。

議第20号 新見市特別支援教育支援委員会委員の委嘱について

黒川課長

議第20号 新見市特別支援教育支援委員会委員の委嘱について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今年度も、新見市特別支援教育支援委員会規則に則り、支援委員会を組織する委員と

して、名簿にある21名の方々に委嘱したいと考えております。委員の方々には、年2回、いずれも11月ですが、支援委員会において、就学についての判定・判別をご審議いただきます。以上、委員の委嘱について、ご審議をお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第20号は承認とします。
次に、「議第21号」の説明をお願いします。

議第21号 指定学校変更申請の承認について

黒川課長

議第21号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。No1の方は、現在、指定の小学校に在学しておりますが、今年4月15日より不登校になっております。原因は一部の児童からのからかい行為で、1年生の時からたびたびあり、2年間にわたり、学校が教員やスクールカウンセラーをつけて対応してきましたが、いまだに改善されていないという保護者の判断により、現小学校での学校生活に対し不安が拭えない状態が続いていることから、別の小学校への指定校変更を希望するというものです。本申請につきましては、基準区分を「教育的事情による場合」とし、現小学校長からも、一日も早い環境の変化を求めているということで、意見書をいただいております。なお、変更期間は保護者が希望される6月1日からとなっておりますが、現在は現小学校在籍のまま、欠席の状態が続いております。ご審議をよろしく申し上げます。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

申請理由を読んでいると、非常に重大ないじめの事案のように見えます。先ほどの報告にあった、保護者の方から、そういう訴えというか、法律事務所を通じての訴えがあったからいじめ対策専門委員会を立ち上げてという対応としたということはわかりますが、こういうように、特に保護者からの訴えは無いけれども、一部の児童からのからかいが2年余りにわたって続いていて、時にはフィジカルな部分でたたいたり、そういうことまで起こっているというのは、これを読む限りでは、重大ないじめというように捉えられる気がします。そういう場合には、例えば学校判断、あるいは委員会の判断として、専門委員会を立ち上げて、いじめ等が今後起こらないように、学校での対策をきちんとしていく、本市の場合は小規模校が多いですから、学年が変

わったらクラス替えがあつて、人間関係が変わるということがほとんど無いので、普段の生活基盤をきちんとしてやらないと、なかなか学校に定着するということができない生徒が結構出てくるような恐れがあるので、そういう対応が必要無いのかどうかということについて考えさせられました。

正村教育長

こういう案件が増えてきています。こういうふうに環境を変えることが、以前は割と厳しくて、その学校に行ったらいじめはあつてもなくても、いないといけないというようなシビアな部分もありましたが、こういうことで環境を変えられるという方法も一つの手として出てきています。今回は、何年間かカウンセラーに入ってもらっていましたか。

黒川課長

この案件について、申請理由の概要の記述につきましては、ほぼ保護者からの申請に基づいて書いています。学校への聞き取りですけれども、ほとんどが放課後児童クラブの中で、男の子が、遊んでいるときに、例えば虫などを持って見せたりとか、嫌がらせというような気持ちではないけれども、その行為がその女の子にとってはすごく嫌だ、この男の子たちと一緒にいるのが嫌だ、学校に行きたくないということが、1年生の時から続いておりました。1年生のときから、スクールカウンセラーや養護教諭等を入れながら、保護者とも一緒に話をずっと進めてきましたが、3年生になってから、顕著に学校に行きたくないという女子児童が言うということで、学校で打つ手はすべて打ったけれども改善できないというところで、保護者も訴え、校長もそれを納得されたということです。以上です。

正村教育長

同じ学年、クラスの子でしょうか。

黒川課長

同じ学年と聞いています。

小林部長

学校内ではないので、なかなか教員が直接指導していくことができません。それが起因して、たまたま同じクラスでしたので、あの子がいるところに行きたくないという反応をしています。非常に繊細で過敏な子が増えてきている、感受性が強い子が増えてきておまして、何が原因になるかわからないところです。

正村教育長

答えは出ないですけれども、今、部長が言いましたように、感受性が強い子にとっては、今まで皆が普通にしていたものがものすごく不安に思えて、学校に行きたくないという面も増えてきているのも事実だと思うので、それをどう解決していくかということも学校の課題です。いろいろ苦慮しておりますので、また皆さんから良い情報等があ

れば教えていただけたらありがたいと思います。
よろしいでしょうか。

松井職務代理者

はい。このお子さんが学校を変更して、転校されて行かれた後のクラスや児童の様子というのもより一層気を配っていかないといけませんよね。そのあたりも含めて、機動的な対応というか、機敏な対応ということが問われているのかなという感じを持ちました。申請についての異論があるわけではありません。

正村教育長

ありがとうございました。
外にありますでしょうか。

三上委員

情報を掴んだときに教育委員会として、聞き取りに行くというようなシステムは無いのでしょうか。

黒川課長

今回この件を知り得たのは、保護者の方が、指定校変更の申請に来られ、こういう状況が続いてるんだということで、保護者の一方的な思いを聞いたところでございます。その後すぐに、校長先生にも相談をして、状況を確認しました。虫を見せた男の子たちにとっても、いじめる気は全く無かった、自分たちは普通に遊んでいるけれども、その女の子が被害意識で、そういう思いをどんどん募らせていった、登校渋りはもともとある子ですけれども欠席はゼロで、今年に入ってからこのような状況になっているということをお聞きし、今回の手続きで初めて今までの経緯を知ったということです。

三上委員

教育委員会としては、保護者だけではなく、学校にも確認を取ったということですね。

正村教育長

そうです。
よろしいですか。

三上委員

はい。

正村教育長

外にありますでしょうか。

溝尾委員

先生方の働き方改革の話があって、こういう案件が結構、先生方の負担になっているんだなと感じるんですけども、学校外のことも学校にくると思いますが、それを外のところで解決できるようなことを考えておられますか。

小林部長

外部機関があって、そういう案件が起きたときに一手に引き受ける

機関があれば、学校とすれば、法律的な知識などが無い中で対応するよりは、専門職がいるところということですが、今のところは市内にはそういう機関はありません。意外に県南の学校でも裁判に発展することはほとんど無いそうです。高梁で1件、4年ぐらいかかっているのが最近の例です。県へお聞きしても、具体的な対応、指導が無いという状況です。市内に法律事務所や臨床心理士などいろんな方がグループを組んでくださって相談の窓口のようなところがあれば良いとは思いますが。

正村教育長

働き方改革もさることながら、子どもたちが仲良く、元気で、学校で過ごしてもらえるとということが1番良いことですので、そのあたりのバランスを考えながら、やっていかないといけないと考えています。

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第21号は承認とします。
次に「報第9号」の説明をお願いします。

報第9号 新見市青少年育成センター非常勤青少年育成員の委嘱について

木下課長

報第9号 新見市青少年育成センター非常勤青少年育成員の委嘱について説明させていただきます。新見市青少年育成センターは、青少年の非行を未然に防止し、健全育成を図るものとして、教育委員会内に設置しております。当センターの非常勤育成員は、育成センターの業務を遂行するために、各機関との連携を図り、各地において、青少年の健全育成に係る業務にあたっていただきます。任期は1年で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。非常勤育成員の人数は29名、各小学校のPTA、中学校のPTA、高校のPTA、それから、一般、児童委員に委嘱をしております。以上です。

正村教育長

毎年、各学校のPTAの方々には大変お世話になっております。
委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第21号は承認とします。
次に「報第10号」の説明をお願いします。

報第10号 新見中央図書館喫茶室（喫茶まなびの森）のオープンについて

木下課長

報第10号 新見中央図書館喫茶室（喫茶まなびの森）のオープンについて説明させていただきます。指定管理者の交代による施設整備、改修等に伴う開店準備のため休業しておりました新見中央図書館喫茶室（喫茶まなびの森）が、6月5日（日）にオープンいたしました。営業時間は午前11時から午後7時まで、休業日は、毎週月曜日、12月29日から翌年1月3日まで、図書館の館内整理日、特別整理期間となっております。指定管理者は、株式会社金山伸広事務所 代表取締役 金山伸広、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。指定管理料は、年額270万円です。以上です。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

（無しの声）

正村教育長

無いようですので、報第10号は承認とします。
以上で議事を終了します。

7 閉 会

正村教育長

6月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

（閉会時刻）

（午後4時55分）